

令和3年2月市議会 教育厚生委員会資料

第33号議案 長崎市介護保険条例の一部を改正する条例

目次

1 条例改正の概要

(1) 介護保険法等改正の概要 P1

(2) 第8期（令和3年度～令和5年度）における介護サービスの基盤整備
. P2～3

(3) 第8期（令和3年度～令和5年度）介護保険料の設定 . . . P4～10

(4) 所得指標である合計所得金額等の見直し P11～13

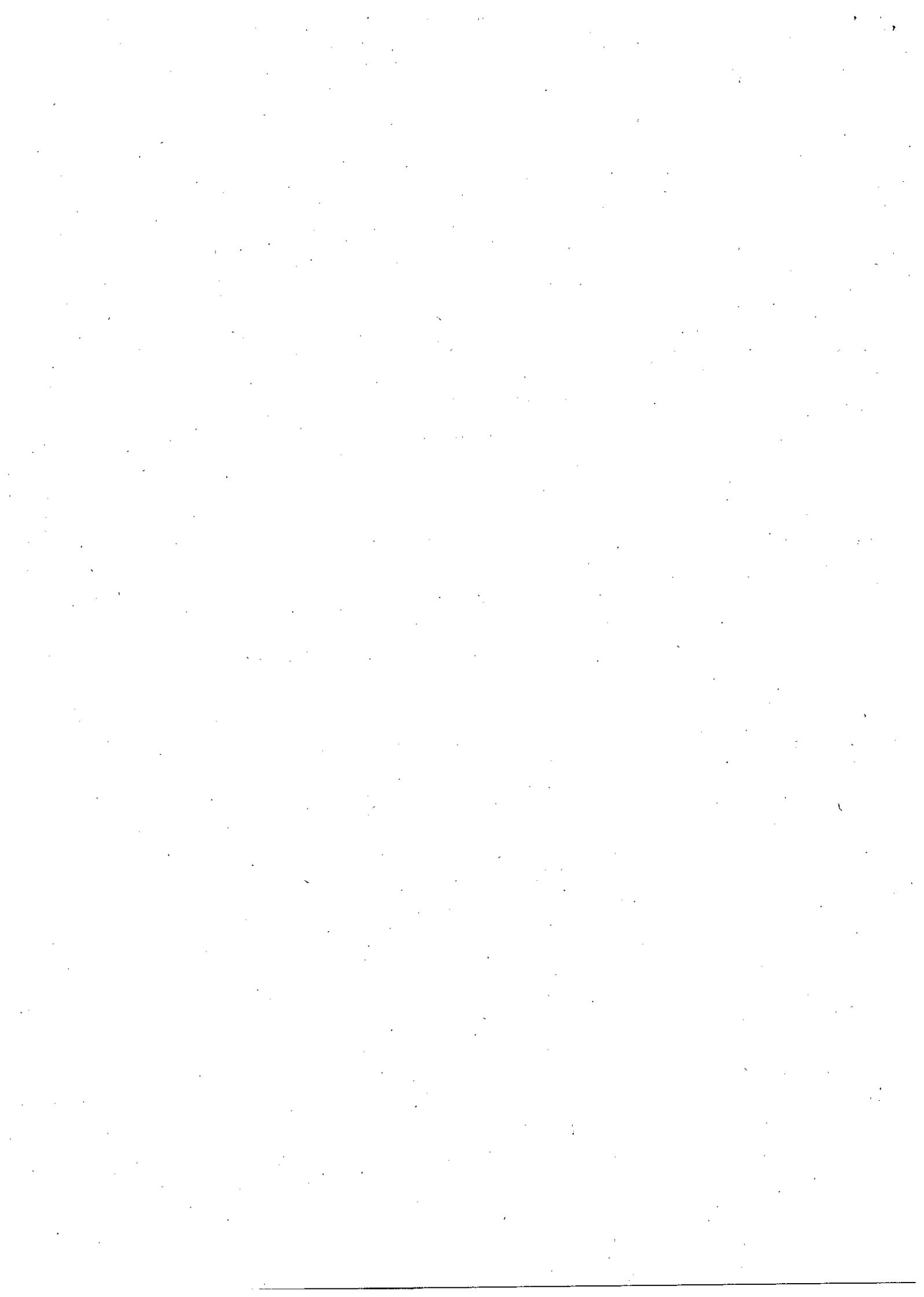
(5) 条例の施行期日等 P13

2 新旧対照表 P14～15

3 長崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画【概要版】 . . 別冊

福 祉 部

令和3年2月



1 条例改正の概要

(1) 介護保険法等改正の概要

ア 第1号事業の対象者の弾力化(施行時期:R3年4月)

●第1号事業(介護予防・日常生活支援総合事業)の対象者に、要介護認定による介護給付に係る居宅サービス、地域密着型サービス及び施設サービス並びにこれらに相当するサービスを受ける前から市町村の補助により実施される第1号事業サービスを継続的に利用する居宅要介護被保険者を追加することとする。

イ 食費居住費の助成(特定入所者介護サービス費)の見直し(施行時期:R3年8月)

●所得の低い方が介護保険施設に入所したり、ショートステイを利用する場合に、所得に応じて食費と居住費を助成しているものについて見直しを行う。これは助成を受けていない施設入所者や在宅で介護を受ける方との公平性の観点から、能力に応じた負担となるようにし、本人の支出額について、所得段階間の均衡を図るためのものである。具体的には、所得状況の条件について、前年の合計所得金額と年金収入額を合わせた額が80万円超えの方の部分が2つに細分化され80万円超120万円以下の方、120万円超えの方に分けられ、さらに、預貯金等資産の状況の条件が単身1千万円以下、夫婦2千万円以下であったものが、4つに細分化され①単身1千万円以下②単身650万円以下③単身550万円以下④単身500万円以下となり、配偶者分はいずれも1千万円以下に据え置かれた。

ウ 高額介護(予防)サービス費の見直し(施行時期:R3年8月)

●高額介護サービス費について、医療保険の高額療養費制度における負担限度額に合わせ、現行の現役並み所得者のうち、年収770万円以上の者と年収1,160万円以上の者について、世帯の上限額を現行の44,400円からそれぞれ93,000円、140,100円とする見直しを行う。

(2) 第8期(令和3年度～令和5年度)における介護サービスの基盤整備

今期の介護保険事業計画は、高齢者の方が、介護が必要な状態になってもできる限り住み慣れた地域で生活を継続できるようにする観点から、地域密着型サービスを中心に基盤整備を行う予定です。

○ 整備方針

本計画期間においては、次のとおり事業所・施設の整備を行います。

ア (介護予防)小規模多機能型居宅介護(看護小規模多機能型居宅介護を含む)

通いを中心として、本人の様態や希望に応じて、訪問や泊まりを提供し、入浴・排せつ・食事等の介護、機能訓練等を行うサービスです。

また、看護小規模多機能型居宅介護は、上記に訪問看護を組み合わせ提供するサービスです。

整備数 6事業所

通い(デイサービス)、訪問(ヘルパー、看護師等)、泊まり(ショートステイ)の3つのサービスのニーズから、必要と見込まれる利用者を推計した6事業所

(整備数の考え方)

3つのサービスを同月内に併せて利用する高齢者の令和5年度の利用者数を推計する。ここから、既存事業所及び第7期に選定済みで第8期に開設予定の3事業所における受け入れ可能数を除き、第8期期間中の整備数を6事業所とした。

イ (介護予防)認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

認知症の高齢者が共同で生活しながら、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練等を行うサービスです(要支援1の方は利用できません)。

整備数 3事業所及び増員分

1ユニット9人×2ユニットの3事業所

小規模(2ユニット以下)で1ユニットの定員が9人未満の事業所の増員

(整備数の考え方)

在宅で生活している重度の要介護者(要介護度3～5)のうち、単身世帯等で、かつ認知症自立度がIV、Mの認知症高齢者の令和5年度の数を推計し、これを基に令和5年度のグループホーム利用者を推計する。ここから、既存

事業所及び第7期に選定済みで第8期に開設予定の2事業所における受け入れ可能数を除き、第8期期間中の整備数を3事業所とした。

ウ (介護予防) 特定施設入居者生活介護

介護保険の指定を受けた有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅などが、入居している要介護者等に対して、入浴・排せつ・食事等の介護、その他の日常生活上の支援を行うサービスです。

整備数 125人分

一般型で混合型を整備します。

既存の養護老人ホームが、一般型で混合型の特定施設入居者生活介護の指定を希望する場合は、これを認めます。

(整備数の考え方)

在宅で生活している重度の要介護者(要介護度3~5)の令和5年度の数を推計する。このうち、小規模多機能型居宅介護、グループホーム、介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)での対応数を考慮し、特定施設の必要数を推計する。ここから、既存事業所における受け入れ可能数を除き、第8期期間中の整備数を125人分とした。

エ 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

食事や排せつ等の介護が常時必要で、自宅では介護を受けることが困難な高齢者が入所します。食事・排せつ・入浴等の介護、日常生活上の世話、機能訓練、健康管理等を受けることができます(原則、要介護3以上の方が入所できます)。

整備数 70人分

介護老人福祉施設または地域密着型介護老人福祉施設を整備します。

(整備数の考え方)

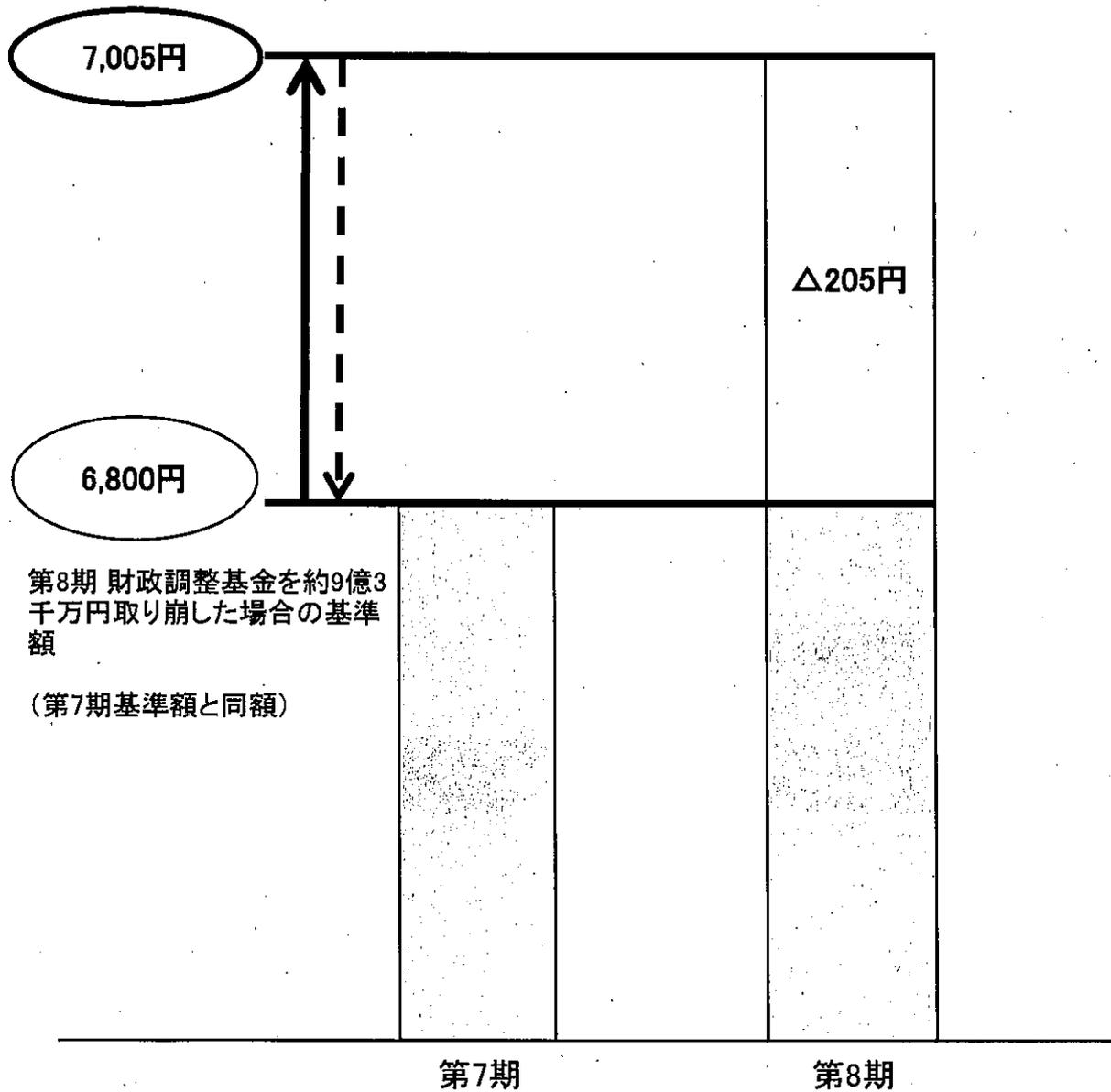
特別養護老人ホームの入所申込者のうち、在宅で生活している重度の要介護者、特に要介護度4、5の単身世帯、または夫婦のみ世帯の方を優先的な入所申込者と見込み、第8期期間中の整備数を70人分とした。

○ 通所介護・地域密着型通所介護の制限解除

通所介護・地域密着型通所介護については、第7期計画期間において整備を凍結していましたが、第8期計画期間においては、制限を解除し、新しい事業所の指定を行います。

エ 介護保険料基準額(月額)の増減に関する内訳

第8期で必要な保険給付費を
まかなうために必要な介護保
険料基準額(月額)

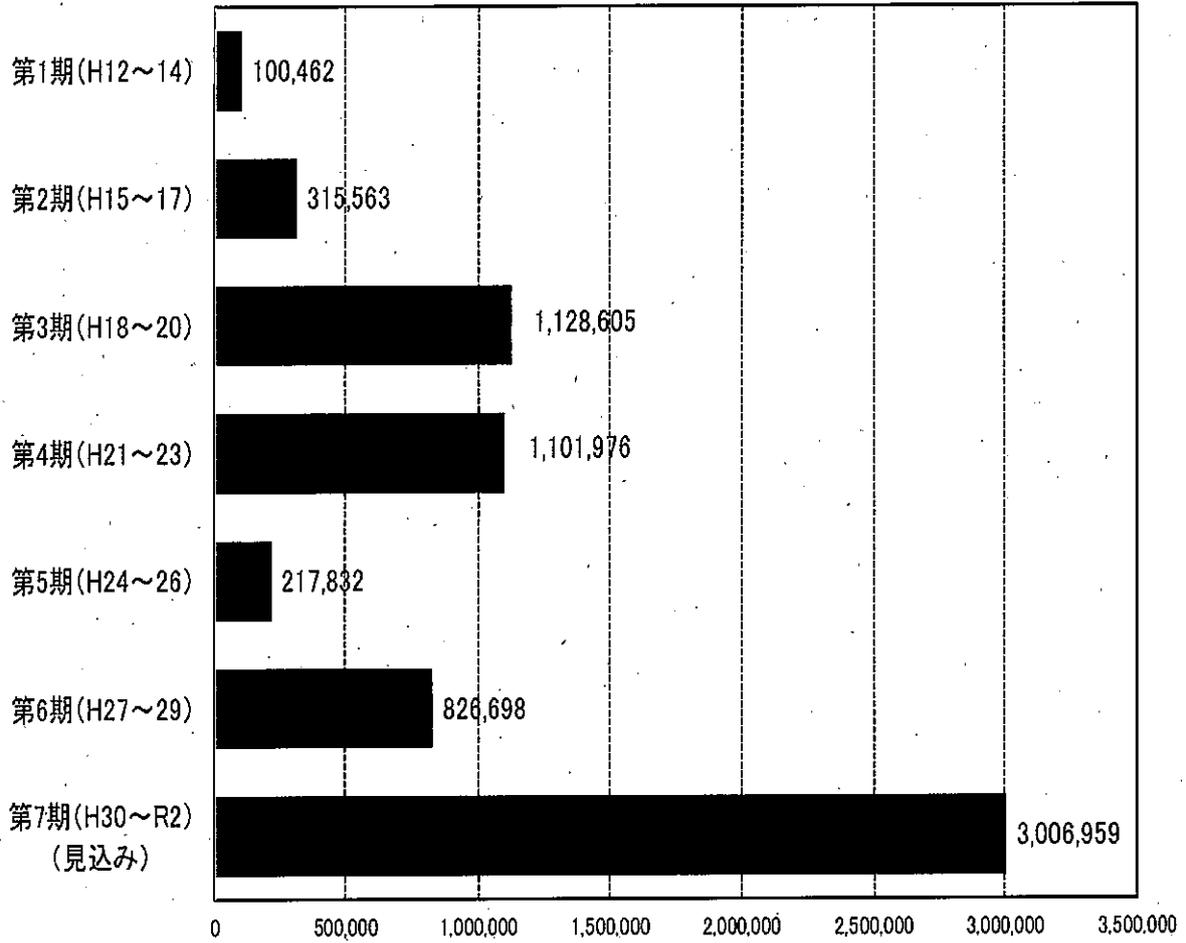


【第7期から第8期の増加分 205円の内訳】

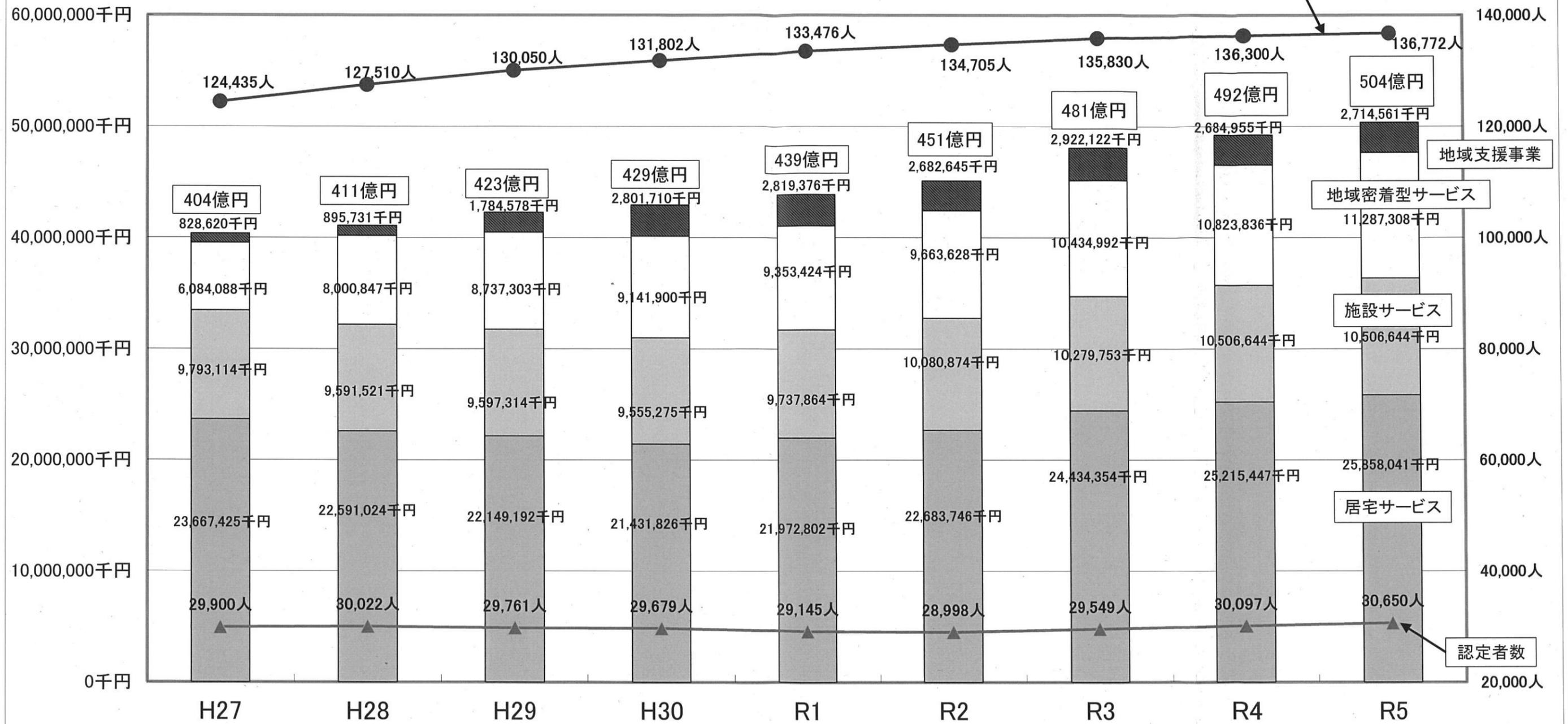
介護報酬の改定 (0.67%)の増	施設整備の増	給付費の増
39円	90円	76円

オ 介護保険財政調整基金残高の推移(第1期末～第7期末見込み)

(単位:千円)



カ 保険給付費等の伸びと見込み



保険給付費等の実績と今後の見込み

	第6期(実績)				第7期(H30、R1は実績、R2は見込み)					第8期(見込み)				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	計	平成30年度	令和元年度	令和2年度	計	増加率	令和3年度	令和4年度	令和5年度	計	増加率
保険給付費等の合計	40,373,247	41,079,123	42,268,387	123,720,758	42,930,711	43,883,466	45,110,893	131,925,070	6.6%	48,071,221	49,230,882	50,366,554	147,668,657	11.9%
地域支援事業	828,620	895,731	1,784,578	3,508,930	2,801,710	2,819,376	2,682,645	8,303,731	136.6%	2,922,122	2,684,955	2,714,561	8,321,638	0.2%
地域密着型サービス	6,084,088	8,000,847	8,737,303	22,822,238	9,141,900	9,353,424	9,663,628	28,158,952	23.4%	10,434,992	10,823,836	11,287,308	32,546,136	15.6%
施設サービス	9,793,114	9,591,521	9,597,314	28,981,949	9,555,275	9,737,864	10,080,874	29,374,013	1.4%	10,279,753	10,506,644	10,506,644	31,293,041	6.5%
居宅サービス	23,667,425	22,591,024	22,149,192	68,407,641	21,431,826	21,972,802	22,683,746	66,088,374	-3.4%	24,434,354	25,215,447	25,858,041	75,507,842	14.3%
保険給付費等の伸び率		1.7%	2.9%		1.6%	2.2%	2.8%			6.6%	2.4%	2.3%		
第1号被保険者数(A)	124,435	127,510	130,050	381,995	131,802	133,476	134,705	399,983	4.7%	135,830	136,300	136,772	408,902	2.2%
要介護認定者数(B)	29,900	30,022	29,761	89,683	29,679	29,145	28,998	87,822	-2.1%	29,549	30,097	30,650	90,296	2.8%
認定率(B/A)	24.0%	23.5%	22.9%	23.5%	22.5%	21.8%	21.5%	22.0%		21.8%	22.1%	22.4%	22.1%	
認定者数の伸び率		0.4%	-0.9%		-0.3%	-1.8%	-0.5%			1.9%	1.9%	1.8%		
保険料の推移(月額)	6,083円				6,800円					6,800円				
増加率					11.8%					0.0%				

キ 改正内容(所得段階別保険料)

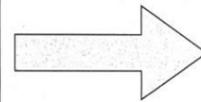
【第7期(R2)介護保険料】

所得段階	対象者			保険料	
	要件	人数 (3か年度)	構成率	掛け率 (対基準額)	年額
第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者で、世帯 全員市民税非課税 世帯員全員が市民税非課税 で、かつ本人の前年中の課税 年金収入額及び合計所得金額 の合計額が80万円以下	97,540人	24.5%	0.3	24,500円
第2段階	世帯員全員が市民税非課税 で、かつ本人の前年中の課税 年金収入額及び合計所得金額 の合計額が80万円超120万円 以下	35,501人	8.9%	0.5	40,800円
第3段階	世帯員全員が市民税非課税 で、かつ本人の前年中の課税 年金収入額及び合計所得金額 の合計額が120万円を超える	33,391人	8.4%	0.7	57,200円
第4段階	本人は市民税非課税だが他の 世帯員の誰かが市民税課税 で、かつ本人の前年中の課税 年金収入額及び合計所得金額 が80万円以下	49,451人	12.4%	0.91	74,200円
第5段階 (基準)	本人は市民税非課税だが他の 世帯員の誰かが市民税課税 で、かつ本人の前年中の課税 年金収入額及び合計所得金額 の合計額が80万円を超える	39,928人	10.0%	基準額 (月額)	81,600円 (6,800円)
第6段階	本人が市民税課税で、かつ前 年中の合計所得金額が125万 円未満	54,288人	13.6%	1.16	94,600円
第7段階	本人が市民税課税で、かつ前 年中の合計所得金額が125万 円以上200万円未満	47,598人	12.0%	1.25	102,000円
第8段階	本人が市民税課税で、かつ前 年中の合計所得金額が200万 円以上300万円未満	20,884人	5.2%	1.5	122,400円
第9段階	本人が市民税課税で、かつ前 年中の合計所得金額が300万 円以上400万円未満	7,540人	1.9%	1.75	142,800円
第10段階	本人が市民税課税で、かつ前 年中の合計所得金額が400万 円以上	12,459人	3.1%	2.00	163,200円
計		398,580人	100.0%		

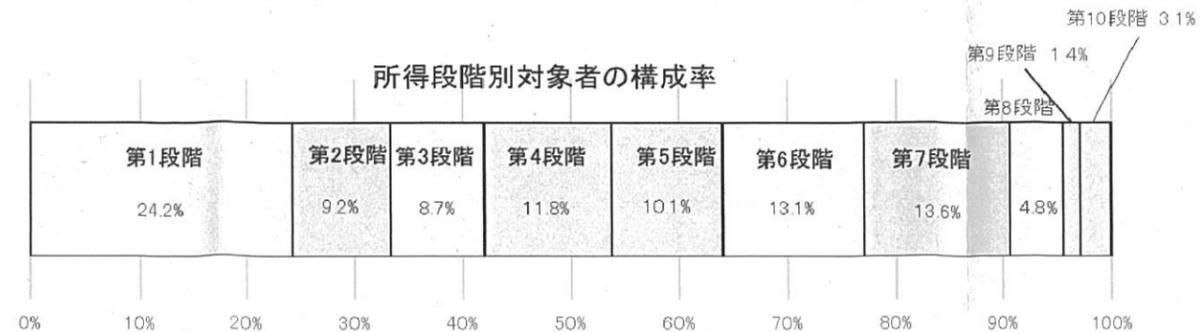
【第8期(R3~5)介護保険料(案)】

所得段階	対象者			保険料		基準所得金額の変更 に伴う影響(3か年度)	
	要件	人数 (3か年度)	構成率	掛け率 (対基準額)	年額	人数	金額
第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者で、世帯 全員市民税非課税 世帯員全員が市民税非課税で、かつ 本人の前年中の課税年金収入額及 び合計所得金額の合計額が80万円 以下	98,751人	24.2%	0.3	24,500円		
第2段階	世帯員全員が市民税非課税で、かつ 本人の前年中の課税年金収入額及 び合計所得金額の合計額が80万円 超120万円以下	37,578人	9.2%	0.5	40,800円		
第3段階	世帯員全員が市民税非課税で、かつ 本人の前年中の課税年金収入額及 び合計所得金額の合計額が120万円 を超える	35,493人	8.7%	0.7	57,200円		
第4段階	本人は市民税非課税だが他の世帯 員の誰かが市民税課税で、かつ本人 の前年中の課税年金収入額及び合 計所得金額が80万円以下	48,373人	11.8%	0.91	74,200円		
第5段階 (基準)	本人は市民税非課税だが他の世帯 員の誰かが市民税課税で、かつ本人 の前年中の課税年金収入額及び合 計所得金額の合計額が80万円を超 える	41,503人	10.1%	基準額 (月額)	81,600円 (6,800円)		
第6段階	本人が市民税課税で、かつ前年中の 合計所得金額が120万円未満	53,566人	13.1%	1.16	94,600円	△ 3,345人	△ 316,437千円
第7段階	本人が市民税課税で、かつ前年中の 合計所得金額が120万円以上 210万円未満	55,692人	13.6%	1.25	102,000円	6,807人	694,314千円
第8段階	本人が市民税課税で、かつ前年中の 合計所得金額が210万円以上 320万円未満	19,668人	4.8%	1.5	122,400円	△ 1,476人	△ 180,662千円
第9段階	本人が市民税課税で、かつ前年中の 合計所得金額が320万円以上 400万円未満	5,643人	1.4%	1.75	142,800円	△ 1,986人	△ 283,601千円
第10段階	本人が市民税課税で、かつ前年中の 合計所得金額が400万円以上	12,635人	3.1%	2.00	163,200円		
計		408,902人	100.0%				△ 86,386千円

現行の第6段階から第9段階までの段階を区分する基準所得金額を変更



所得段階別対象者の構成率



ク 第8期介護保険料の中核市等の状況

	第7期保険料		第8期保険料見込額 注1			高齢者一人当たり給付費 注2		認定率 注3		サービス受給率 注4	
	基準額 (月額)	順位	基準額 (月額)	順位	改定率		順位		順位		順位
1	6,260円	19	6,385円	21	2.0%	286,112円	23	21.80%	11	18.32%	12
2	6,190円	25	6,190円	30	0.0%	279,649円	32	21.78%	12	16.76%	34
3	6,679円	3	6,901円	2	3.3%	307,077円	6	19.82%	27	17.64%	22
4	6,300円	16	6,000円	33	-4.8%	281,583円	29	16.32%	56	15.30%	46
5	6,174円	26	6,588円	15	6.7%	302,199円	10	20.91%	15	17.93%	16
6	6,232円	22	6,232円	25	0.0%	266,327円	36	20.83%	18	17.04%	30
7	5,700円	40	5,800円	40	1.8%	282,764円	26	16.51%	53	15.96%	41
8	6,100円	28	6,456円	19	5.8%	285,562円	24	20.17%	22	17.69%	21
9	5,573円	47	5,885円	37	5.6%	249,591円	46	18.95%	41	16.02%	39
10	6,068円	30	6,200円	26	2.2%	286,232円	22	21.24%	14	18.60%	9
11	5,900円	34	6,100円	32	3.4%	287,579円	21	19.40%	32	16.87%	31
12	5,281円	54	5,641円	45	6.8%	217,232円	54	17.04%	50	13.60%	56
13	6,233円	21	6,434円	20	3.2%	280,108円	30	17.60%	48	15.94%	42
14	6,475円	12	未回答	-	-	295,312円	13	17.19%	49	16.18%	37
15	4,880円	59	5,270円	53	8.0%	215,666円	56	16.49%	54	13.66%	55
16	5,230円	55	5,964円	35	14.0%	243,448円	49	16.84%	51	15.21%	49
17	4,700円	60	5,400円	51	14.9%	202,390円	60	15.47%	58	12.99%	59
18	5,300円	53	5,400円	51	1.9%	239,181円	51	18.61%	43	15.72%	43
19	5,600円	45	5,600円	46	0.0%	214,641円	57	16.48%	55	13.20%	57
20	5,407円	51	5,750円	42	6.3%	239,586円	50	19.17%	34	14.73%	53
21	5,500円	48	5,800円	40	5.5%	252,437円	44	18.43%	45	15.98%	40
22	6,300円	16	6,600円	10	4.8%	289,404円	19	19.68%	28	18.06%	15
23	6,590円	8	6,590円	14	0.0%	285,102円	25	19.21%	33	16.70%	35
24	6,300円	16	6,600円	10	4.8%	302,895円	9	18.55%	44	17.24%	25
25	6,482円	11	未回答	-	-	334,585円	1	20.06%	24	19.61%	2
26	5,670円	43	5,670円	44	0.0%	257,532円	41	19.06%	37	16.85%	32
27	6,580円	9	6,700円	5	1.8%	288,552円	20	20.54%	21	17.72%	20
28	4,906円	58	5,126円	54	4.5%	211,597円	58	広域連合のため	-	広域連合のため	-
29	5,390円	52	5,700円	43	5.8%	229,232円	53	15.99%	57	14.22%	54
30	5,200円	56	5,500円	48	5.8%	206,738円	59	15.34%	59	13.02%	58
31	6,350円	14	6,350円	22	0.0%	265,368円	37	19.17%	34	17.47%	23
32	6,208円	24	未回答	-	-	291,588円	16	23.20%	3	18.35%	11
33	5,083円	57	未回答	-	-	260,324円	40	17.99%	47	14.82%	52
34	5,610円	44	未回答	-	-	216,616円	55	18.86%	42	15.25%	48
35	6,092円	29	6,556円	16	7.6%	250,900円	45	23.15%	4	17.93%	16
36	6,210円	23	未回答	-	-	282,682円	27	19.03%	38	17.06%	28
37	6,594円	7	7,030円	1	6.6%	269,205円	35	23.84%	2	19.53%	3
38	5,900円	34	6,250円	24	5.9%	299,423円	12	19.17%	34	16.27%	36
39	6,000円	32	6,200円	26	3.3%	272,182円	34	22.68%	5	18.49%	10
40	6,412円	13	6,656円	7	3.8%	295,013円	14	22.64%	6	19.38%	4
41	5,870円	36	6,462円	18	10.1%	245,907円	48	19.00%	39	15.28%	47
42	5,600円	45	5,598円	47	0.0%	247,456円	47	18.98%	40	15.46%	45
43	5,844円	38	5,966円	34	2.1%	255,510円	43	20.04%	25	16.85%	32
44	6,600円	6	6,600円	10	0.0%	317,552円	3	23.96%	1	19.77%	1
45	6,500円	10	6,700円	5	3.1%	308,677円	5	20.13%	23	17.17%	26
46	6,343円	15	6,600円	10	4.1%	320,588円	2	20.78%	19	19.04%	6
47	6,050円	31	6,200円	26	2.5%	289,764円	18	21.98%	8	18.13%	14
48	5,500円	48	5,500円	48	0.0%	239,166円	52	18.02%	46	14.88%	51
49	5,867円	37	5,867円	38	0.0%	261,041円	38	20.88%	16	18.22%	13
50	5,500円	48	5,500円	48	0.0%	256,925円	42	21.82%	10	17.10%	27
51	6,633円	5	6,633円	9	0.0%	303,864円	8	21.35%	13	19.37%	5
52	6,650円	4	6,650円	8	0.0%	311,809円	4	22.02%	7	19.02%	7
53	5,680円	42	5,936円	36	4.5%	279,879円	31	20.64%	20	17.85%	18
54	6,163円	27	6,350円	22	3.0%	292,579円	15	19.60%	29	17.40%	24
55	5,822円	39	5,822円	39	0.0%	291,107円	17	19.85%	26	17.05%	29
56	5,994円	33	6,199円	29	3.4%	260,993円	39	19.45%	31	16.15%	38
57	5,700円	40	6,150円	31	7.9%	275,402円	33	16.64%	52	15.02%	50
58	6,240円	20	6,545円	17	4.9%	282,547円	28	20.84%	17	17.77%	19
59	7,055円	1	6,860円	3	-2.8%	306,156円	7	19.55%	30	15.71%	44
長崎市	6,800円	2	6,800円	4	0.0%	301,648円	11	21.95%	9	18.81%	8
平均	5,968円		6,157円		3.2%	271,203円		19.61%		16.77%	

注1: 第8期保険料見込額は、令和3年1月18日現在。

注2: 高齢者一人当たり給付費は、中核市市長会 都市要覧(令和元年度版)から抽出した。

注3: 認定率は、令和2年10月分月報から

注4: サービス受給率は、令和2年10月分月報(サービス利用令和2年8月分)から

九州県庁所在地等

市名	第7期保険料	第8期保険料見込額	
	基準額(月額)	基準額(月額)	改定率
A	6,078円	6,225円	2.4%
B	5,960円	5,960円	0.0%
C	5,994円	6,199円	3.4%
D	5,700円	6,150円	7.9%
E	6,241円	6,545円	4.9%
F	6,760円	6,400円	-5.3%
G	7,055円	6,860円	-2.8%
長崎市	6,800円	6,800円	0.0%
平均	6,324円	6,392円	1.1%
長崎県内			
H	5,822円	5,822円	0.0%
I	5,800円	5,800円	0.0%
J	6,175円	5,875円	-4.9%
K	5,592円	5,700円	1.9%
L	6,300円	6,400円	1.6%
M	6,145円	6,490円	5.6%
N	5,925円	5,925円	0.0%
O	5,400円	5,300円	-1.9%
P	6,500円	6,500円	0.0%
Q	5,970円	5,970円	0.0%
R	6,760円	6,660円	-1.5%
S	5,450円	未回答	-
長崎市	6,800円	6,800円	0.0%
平均	6,049円	6,104円	0.9%

(4) 所得指標である合計所得金額等の見直し

ア 低未利用土地等の長期譲渡所得に係る特別控除についての見直し

(ア) 改正理由

合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額及び公的年金等に係る雑所得を控除した額を所得指標に用いているが、健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第381号）が令和2年12月24日に公布、令和3年1月1日施行となっており、この改正に伴い介護保険法施行令第22条の2第2項中、租税特別措置法第35条の3第1項の追加により、個人が令和2年7月1日から令和4年12月31日までの間に低未利用土地等の譲渡をした場合には、低未利用土地等の譲渡に係る長期譲渡所得の金額から100万円控除した額を所得指標に用いることとなったため、長崎市介護保険条例第5条（保険料率）を一部改正するもの。

(イ) 改正内容

令和2年度税制改正において、個人が令和2年7月1日から令和4年12月31日までの間に低未利用土地等の譲渡をした場合には、税法上の特別控除として、低未利用土地等の譲渡に係る長期譲渡所得の金額から100万円を控除することができることとされた。これに伴い、長期譲渡所得に関する特別控除を定める介護保険法施行令（平成10年政令第412号）の規定について所要の見直しが行われ、保険料の段階の判定に当たって、現行の合計所得金額から、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）に規定される長期譲渡所得に係る特別控除額を控除して得た額を用いることにより、介護保険料が高額にならないようにする。

保険料の判定に用いる指標

合計所得金額 — 長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額
（低未利用土地等の譲渡に係る長期譲渡所得の場合は
100万円控除）

イ 税制改正における意図しない影響や不利益が生じないための見直しについて

(ア) 改正理由

平成 30 年度税制改正において、給与所得控除・公的年金等控除について 10 万円引き下げるとともに、基礎控除を 10 万円引き上げることとされた。これに伴い意図せざる影響や不利益が生じないよう、介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号）の規定について所要の見直しが行われることとなったため、長崎市介護保険条例第 5 条（保険料率）を一部改正するもの。

(イ) 改正内容

a 合計所得金額

合計所得金額に給与所得又は公的年金等に係る雑所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額又は公的年金等所得の合計額から 10 万円を控除する。

b 公的年金等収入金額 + その他の合計所得金額

(a) 所得金額調整控除※の適用がある場合

その他の合計所得金額に給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額に所得金額調整控除の額を加えて得た額から 10 万円を控除する（控除後の額が 0 円を下回る場合は、合計所得金額を 0 円とする）。

(b) 所得金額調整控除※の適用がない場合

その他の合計所得金額に給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額から 10 万円を控除する（控除後の額が 0 円を下回る場合は、0 円とする）。

※所得金額調整控除とは

その年において、次の(1)に該当する者の総所得金額を計算する場合に、
(2)の所得金額調整控除額を給与所得から控除するもの(注)。

(1) 適用対象者

その年分の給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等に係る雑所得の金額がある給与所得者で、その合計額が10万円を超える者

(2) 所得金額調整控除額

(給与所得控除後の給与等の金額(10万円超の場合は10万円) + 公的年金等に係る雑所得の金額(10万円超の場合は10万円)) - 10万円 = 控除額(注)

(注) 上記(1)の所得金額調整控除の適用がある場合はその適用後の給与所得の金額から控除する。

ウ 基準所得金額の見直し

第8期計画期間における第1号保険料の基準所得金額(全国値)については、厚生労働省が調査した第1号被保険者の所得分布調査の結果を踏まえ、次のとおり第6段階から第9段階までの基準所得金額の改正が示された。

従って、介護保険法施行令第38条第6項から第8項により、市町村で設定することができる介護保険料の基準所得金額を、国が示している基準所得金額に変更(8ページ参照)するため、長崎市介護保険条例第5条(保険料率)を一部改正するもの。

基準所得金額

- a 第6段階と第7段階を区分する基準所得金額 120万円
- b 第7段階と第8段階を区分する基準所得金額 210万円
- c 第8段階と第9段階を区分する基準所得金額 320万円

(5) 条例の施行期日等

ア 施行期日 令和3年4月1日

イ 経過措置 改正後の保険料率は、令和3年度以後の年度分の保険料について適用し、令和2年度分までの保険料については、なお従前の例による。

2 新旧対照表

現行	改正案
<p>○長崎市介護保険条例 平成12年3月13日 条例第1号</p> <p>第1条～第4条(略) (保険料率)</p> <p>第5条 <u>令和2年度</u>における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 94,600円</p> <p>ア 合計所得金額(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。以下この条において同じ。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から政令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この条において同じ。)が<u>125万円</u>未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ (略)</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 102,000円</p> <p>ア 合計所得金額が<u>200万円</u>未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ (略)</p>	<p>○長崎市介護保険条例 平成12年3月13日 条例第1号</p> <p>第1条～第4条(略) (保険料率)</p> <p>第5条 <u>令和3年度から令和5年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 94,600円</p> <p>ア 合計所得金額(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。以下この条において同じ。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、<u>第35条の3第1項</u>又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から政令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、<u>当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする</u>。以下同じ。)が<u>120万円</u>未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ (略)</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 102,000円</p> <p>ア 合計所得金額が<u>210万円</u>未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ (略)</p>

(8) 次のいずれかに該当する者

122,400円

ア 合計所得金額が300万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ (略)

(9) ～(10) (略)

第6条～第17条 (略)

附 則

第1条～第12条 (略)

(新設)

(8) 次のいずれかに該当する者

122,400円

ア 合計所得金額が320万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ (略)

(9) ～(10) (略)

第6条～第17条 (略)

附 則

第1条～第12条 (略)

(令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例)

第13条 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれているものの令和3年度における保険料率の算定についての第5条(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア及び第10号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同条第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額(当該額が0を下回る場合には、0とする。)によるものとし、租税特別措置法」とする。

2. 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」とする。

3. 第1項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」とする。